

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月10日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
同 大栢 健太郎
同 金井 友樹
同 廣瀬 周平

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1373

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

Aコース証券100億米ドル(約1兆5,581億円)を上限とします。

Bコース証券100億米ドル(約1兆5,581億円)を上限とします。

Cコース証券100億豪ドル(約1兆1,059億円)を上限とします。

Dコース証券100億豪ドル(約1兆1,059億円)を上限とします。

Eコース証券100億ユーロ(約1兆8,382億円)を上限とします。

Fコース証券100億ユーロ(約1兆8,382億円)を上限とします。

Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約9,310億円)を上限とします。

Hコース証券100億NZドル(約9,310億円)を上限とします。

(注)外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=155.81円、1豪ドル=110.59円、1ユーロ=183.82円、1NZドル=93.10円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2026年1月9日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加または更新するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、管理会社の資本金に関する情報を更新、投資リスクの税制に関する情報および参考情報を更新ならびに課税上の取扱いに関する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に追加または更新されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加または更新
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2026年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	24,845,476,130	89.96
小計		24,845,476,130	89.96
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		2,772,537,215	10.04
合計(純資産総額)		27,618,013,345	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=155.81円、1豪ドル=110.59円、1ユーロ=183.82円、1ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)=93.10円)によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年3月1日から2026年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2025年3月末日	18,320,354	2,854,494,357	14.42	2,247
4月末日	18,530,634	2,887,258,084	14.11	2,198
5月末日	19,103,105	2,976,454,790	14.75	2,298
6月末日	19,353,313	3,015,439,699	14.87	2,317
7月末日	18,856,603	2,938,047,313	15.03	2,342
8月末日	19,770,181	3,080,391,902	15.75	2,454
9月末日	20,505,937	3,195,030,044	16.26	2,533
10月末日	21,189,288	3,301,502,963	16.80	2,618
11月末日	22,386,094	3,487,977,306	17.57	2,738
12月末日	23,033,457	3,588,842,935	17.99	2,803
2026年1月末日	23,212,003	3,616,662,187	18.13	2,825
2月末日	26,374,229	4,109,368,620	20.46	3,188

Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2025年3月末日	44,983,067	7,008,811,669	21.95	3,420
4月末日	44,251,863	6,894,882,774	21.58	3,362
5月末日	45,512,595	7,091,317,427	22.65	3,529
6月末日	45,504,963	7,090,128,285	22.94	3,574
7月末日	44,604,574	6,949,838,675	23.60	3,677
8月末日	45,949,480	7,159,388,479	24.84	3,870
9月末日	46,366,951	7,224,434,635	25.76	4,014
10月末日	47,510,951	7,402,681,275	26.74	4,166
11月末日	49,696,889	7,743,272,275	28.05	4,370
12月末日	51,058,156	7,955,371,286	28.84	4,494
2026年1月末日	54,007,086	8,414,844,070	30.46	4,746
2月末日	62,062,246	9,669,918,549	34.47	5,371

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2025年3月末日	42,102,289	4,656,092,141	13.75	1,521
4月末日	40,927,263	4,526,146,015	13.39	1,481
5月末日	42,562,799	4,707,019,941	13.98	1,546
6月末日	42,846,989	4,738,448,514	14.08	1,557
7月末日	42,988,798	4,754,131,171	14.31	1,583
8月末日	44,725,534	4,946,196,805	14.98	1,657
9月末日	46,029,533	5,090,406,054	15.48	1,712
10月末日	47,349,735	5,236,407,194	16.01	1,771
11月末日	49,626,414	5,488,185,124	16.72	1,849
12月末日	50,585,646	5,594,266,591	17.12	1,893
2026年1月末日	50,988,825	5,638,854,157	17.32	1,915
2月末日	57,130,093	6,318,016,985	19.46	2,152

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2025年3月末日	24,399,572	2,698,348,667	22.93	2,536
4月末日	24,826,875	2,745,604,106	22.41	2,478
5月末日	26,201,515	2,897,625,544	23.51	2,600
6月末日	26,473,944	2,927,753,467	23.78	2,630
7月末日	26,737,209	2,956,867,943	24.47	2,706
8月末日	27,894,317	3,084,832,517	25.73	2,845
9月末日	28,942,324	3,200,731,611	26.67	2,949
10月末日	29,663,845	3,280,524,619	27.67	3,060
11月末日	30,977,411	3,425,791,882	29.00	3,207
12月末日	31,981,730	3,536,859,521	29.79	3,294
2026年1月末日	33,723,189	3,729,447,472	31.47	3,480
2月末日	37,938,069	4,195,571,051	35.45	3,920

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2025年3月末日	1,272,134	233,843,672	14.06	2,585
4月末日	1,248,855	229,564,526	13.80	2,537
5月末日	1,304,870	239,861,203	14.42	2,651
6月末日	1,310,773	240,946,293	14.48	2,662
7月末日	1,326,758	243,884,656	14.68	2,698
8月末日	1,370,541	251,932,847	15.37	2,825
9月末日	1,408,224	258,859,736	15.87	2,917
10月末日	1,413,454	259,821,114	16.43	3,020
11月末日	1,468,460	269,932,317	17.17	3,156
12月末日	1,503,827	276,433,479	17.58	3,232
2026年1月末日	1,522,097	279,791,871	17.77	3,266
2月末日	1,708,174	313,996,545	20.02	3,680

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2025年3月末日	845,079	155,342,422	18.50	3,401
4月末日	832,134	152,962,872	18.21	3,347
5月末日	871,977	160,286,812	19.08	3,507
6月末日	870,696	160,051,339	19.22	3,533
7月末日	881,558	162,047,992	19.73	3,627
8月末日	921,127	169,321,565	20.70	3,805
9月末日	952,539	175,095,719	21.41	3,936
10月末日	987,926	181,600,557	22.20	4,081
11月末日	1,034,255	190,116,754	23.25	4,274
12月末日	1,068,769	196,461,118	23.86	4,386
2026年1月末日	1,140,718	209,686,783	25.21	4,634
2月末日	1,274,034	234,192,930	28.44	5,228

G コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2025年3月末日	14,147,674	1,317,148,449	13.85	1,289
4月末日	13,808,900	1,285,608,590	13.52	1,259
5月末日	14,360,914	1,337,001,093	14.11	1,314
6月末日	14,418,710	1,342,381,901	14.22	1,324
7月末日	14,433,651	1,343,772,908	14.45	1,345
8月末日	15,114,723	1,407,180,711	15.14	1,410
9月末日	15,556,534	1,448,313,315	15.65	1,457
10月末日	16,078,644	1,496,921,756	16.18	1,506
11月末日	16,750,931	1,559,511,676	16.90	1,573
12月末日	17,080,604	1,590,204,232	17.30	1,611
2026年1月末日	17,260,529	1,606,955,250	17.50	1,629
2月末日	19,413,675	1,807,413,143	19.69	1,833

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2025年3月末日	6,379,990	593,977,069	23.73	2,209
4月末日	6,204,126	577,604,131	23.26	2,166
5月末日	6,671,871	621,151,190	24.37	2,269
6月末日	6,745,305	627,987,896	24.64	2,294
7月末日	6,931,844	645,354,676	25.35	2,360
8月末日	7,270,231	676,858,506	26.65	2,481
9月末日	7,538,573	701,841,146	27.64	2,573
10月末日	7,830,016	728,974,490	28.67	2,669
11月末日	8,152,287	758,977,920	30.02	2,795
12月末日	8,318,698	774,470,784	30.80	2,867
2026年1月末日	8,777,745	817,208,060	32.54	3,029
2月末日	9,858,097	917,788,831	36.70	3,417

分配の推移

2026年2月末日までの1年間における分配の推移は次のとおりです。

(1口当り)

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2025年3月	0.06	9.35	-	-
4月	0.06	9.35	-	-
5月	0.06	9.35	-	-
6月	0.07	10.91	-	-
7月	0.55	85.70	0.46	71.67
8月	0.07	10.91	-	-
9月	0.07	10.91	-	-
10月	0.07	10.91	-	-
11月	0.06	9.35	-	-
12月	0.07	10.91	-	-
2026年1月	0.85	132.44	-	-
2月	0.06	9.35	-	-

(1口当り)

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2025年3月	0.06	6.64	-	-
4月	0.05	5.53	-	-
5月	0.06	6.64	-	-
6月	0.06	6.64	-	-
7月	0.46	50.87	0.48	53.08
8月	0.06	6.64	-	-
9月	0.05	5.53	-	-
10月	0.05	5.53	-	-
11月	0.05	5.53	-	-
12月	0.06	6.64	-	-
2026年1月	0.75	82.94	-	-
2月	0.05	5.53	-	-

(1口当たり)

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2025年3月	0.04	7.35	-	-
4月	0.04	7.35	-	-
5月	0.04	7.35	-	-
6月	0.04	7.35	-	-
7月	0.47	86.40	0.39	71.69
8月	0.03	5.51	-	-
9月	0.03	5.51	-	-
10月	0.03	5.51	-	-
11月	0.03	5.51	-	-
12月	0.04	7.35	-	-
2026年1月	0.78	143.38	-	-
2月	0.03	5.51	-	-

(1口当たり)

	Gコース証券		Hコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
2025年3月	0.05	4.66	-	-
4月	0.05	4.66	-	-
5月	0.05	4.66	-	-
6月	0.05	4.66	-	-
7月	0.46	42.83	0.50	46.55
8月	0.05	4.66	-	-
9月	0.05	4.66	-	-
10月	0.05	4.66	-	-
11月	0.04	3.72	-	-
12月	0.04	3.72	-	-
2026年1月	0.76	70.76	-	-
2月	0.04	3.72	-	-

(1口当たり)

	通貨	設定来累計 (2026年2月末日現在)
Aコース証券	米ドル	9.98
Bコース証券	米ドル	3.08
Cコース証券	豪ドル	9.40
Dコース証券	豪ドル	3.30
Eコース証券	ユーロ	7.52
Fコース証券	ユーロ	2.81
Gコース証券	NZドル	10.03
Hコース証券	NZドル	3.31

収益率の推移

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2025年3月1日～2026年2月末日	57.41%
Bコース証券		61.12%
Cコース証券		55.34%
Dコース証券		58.49%
Eコース証券		54.54%
Fコース証券		57.03%
Gコース証券		55.15%
Hコース証券		58.03%

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝2026年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格＋上記の期間の分配金の合計額

b＝2025年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2017年	20.32%
	2018年	- 16.25%
	2019年	19.73%
	2020年	- 2.49%
	2021年	14.02%
	2022年	4.85%
	2023年	36.78%
	2024年	19.22%
	2025年	28.67%
	2026年	18.79%
Bコース証券	2017年	20.61%
	2018年	- 16.96%
	2019年	20.00%
	2020年	- 2.58%
	2021年	14.08%
	2022年	4.87%
	2023年	38.65%
	2024年	19.92%
	2025年	31.45%
	2026年	19.52%

Cコース証券	2017年	20.76%
	2018年	- 16.50%
	2019年	18.41%
	2020年	- 5.13%
	2021年	14.19%
	2022年	4.23%
	2023年	35.67%
	2024年	16.83%
	2025年	27.39%
	2026年	18.34%
Dコース証券	2017年	20.88%
	2018年	- 16.99%
	2019年	18.46%
	2020年	- 5.19%
	2021年	14.15%
	2022年	4.26%
	2023年	36.92%
	2024年	17.32%
	2025年	29.75%
	2026年	19.00%
Eコース証券	2017年	17.81%
	2018年	- 18.92%
	2019年	16.68%
	2020年	- 2.63%
	2021年	13.56%
	2022年	3.10%
	2023年	34.55%
	2024年	18.16%
	2025年	26.08%
	2026年	18.49%

Fコース証券	2017年	17.92%
	2018年	- 19.28%
	2019年	16.46%
	2020年	- 2.70%
	2021年	13.63%
	2022年	3.10%
	2023年	35.62%
	2024年	18.70%
	2025年	28.10%
	2026年	19.20%
Gコース証券	2017年	21.09%
	2018年	- 16.18%
	2019年	18.56%
	2020年	- 4.51%
	2021年	14.23%
	2022年	4.79%
	2023年	37.52%
	2024年	18.15%
	2025年	27.05%
	2026年	18.44%
Hコース証券	2017年	21.24%
	2018年	- 16.74%
	2019年	18.67%
	2020年	- 4.64%
	2021年	14.30%
	2022年	4.86%
	2023年	39.08%
	2024年	18.84%
	2025年	29.29%
	2026年	19.16%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2026年については2月末日)の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年2月末日現在)

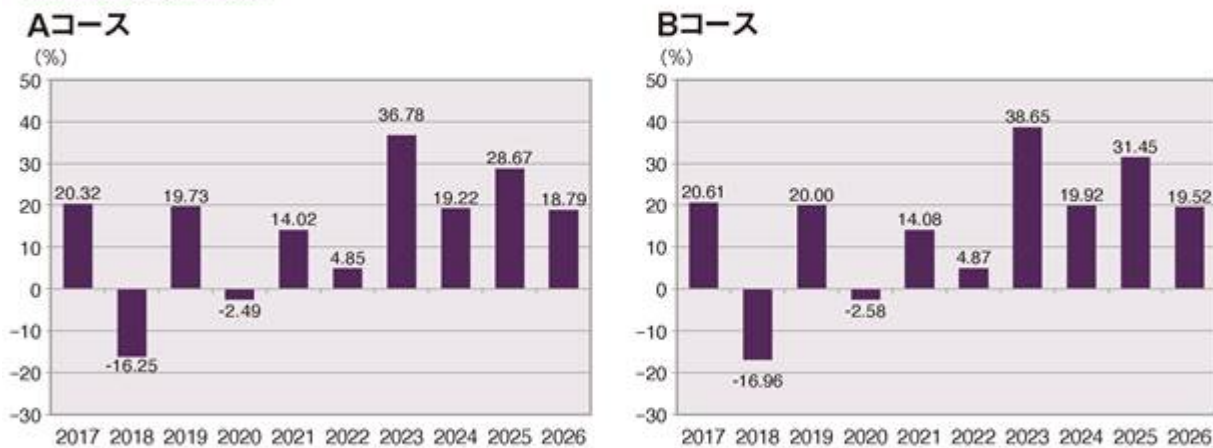


分配の推移 (単位:米ドル、1口当り、課税前)

Aコース	
2025年 10月	0.07
2025年 11月	0.06
2025年 12月	0.07
2026年 1月	0.85
2026年 2月	0.06
直近1年累計	2.05
設定来累計	9.98

Bコース	
2021年 7月	0.17
2022年 7月	0.22
2023年 7月	0.24
2024年 7月	0.35
2025年 7月	0.46
設定来累計	3.08

収益率の推移 (暦年ベース) ※2026年は2月末まで

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年2月末日現在)

Cコース



Dコース



分配の推移

(単位:豪ドル、1口当り、課税前)

Cコース

2025年 10月	0.05
2025年 11月	0.05
2025年 12月	0.06
2026年 1月	0.75
2026年 2月	0.05
直近1年累計	1.76
設定来累計	9.40

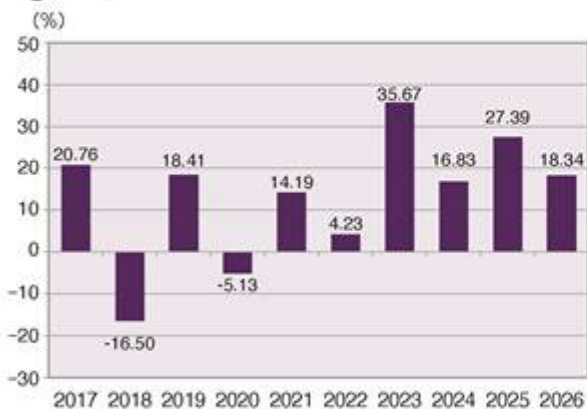
Dコース

2021年 7月	0.19
2022年 7月	0.24
2023年 7月	0.26
2024年 7月	0.38
2025年 7月	0.48
設定来累計	3.30

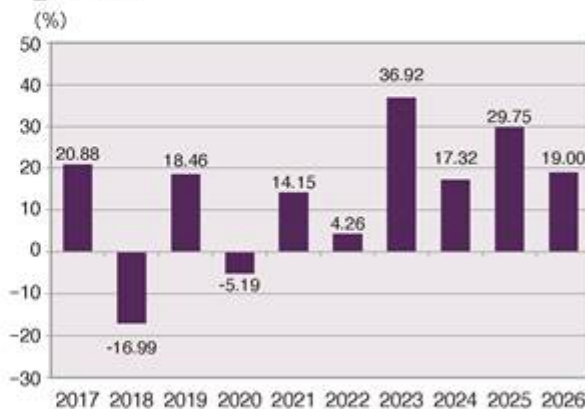
収益率の推移

(暦年ベース) ※2026年は2月末まで

Cコース



Dコース



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年2月末日現在)

Eコース



Fコース



分配の推移 (単位:ユーロ、1口当り、課税前)

Eコース

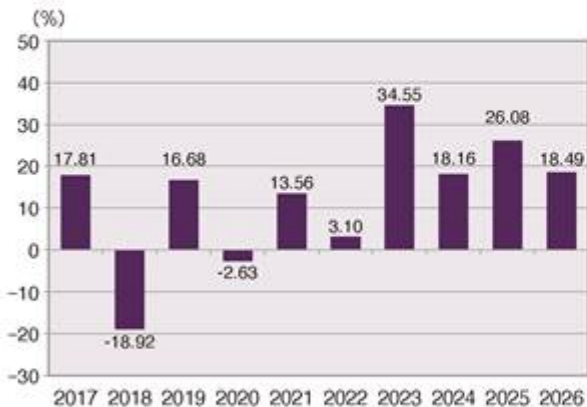
2025年 10月	0.03
2025年 11月	0.03
2025年 12月	0.04
2026年 1月	0.78
2026年 2月	0.03
直近1年累計	1.60
設定来累計	7.52

Fコース

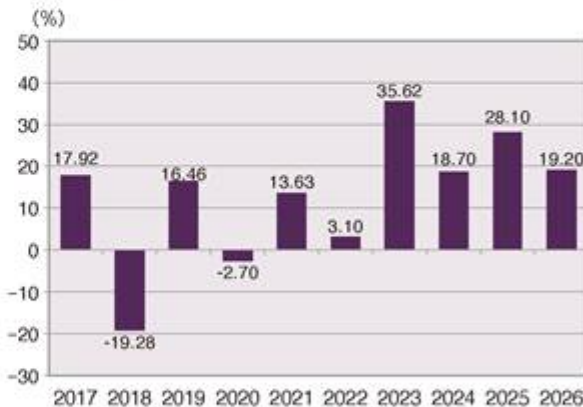
2021年 7月	0.16
2022年 7月	0.20
2023年 7月	0.21
2024年 7月	0.30
2025年 7月	0.39
設定来累計	2.81

収益率の推移 (暦年ベース) ※2026年は2月末まで

Eコース



Fコース



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年2月末日現在)

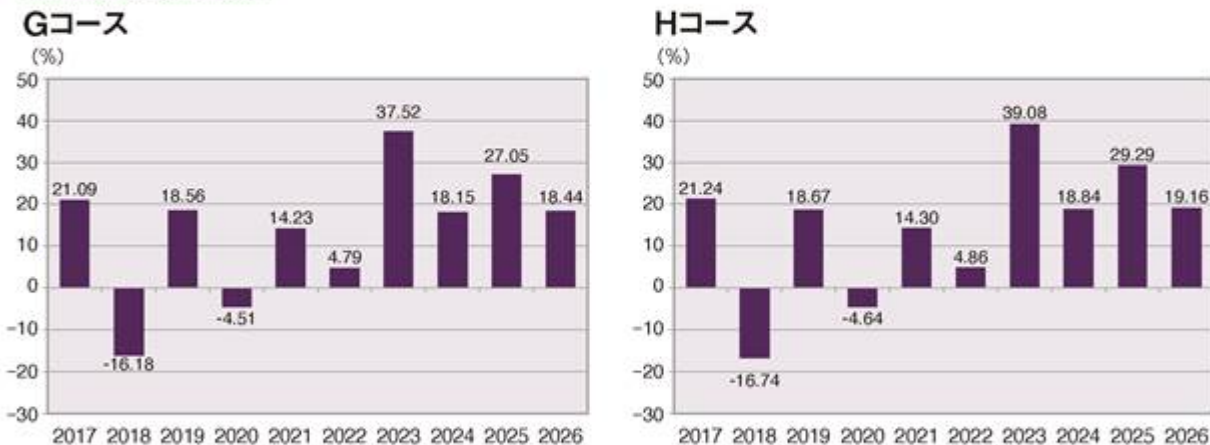


分配の推移 (単位:NZドル、1口当り、課税前)

Gコース	
2025年 10月	0.05
2025年 11月	0.04
2025年 12月	0.04
2026年 1月	0.76
2026年 2月	0.04
直近1年累計	1.69
設定来累計	10.03

Hコース	
2021年 7月	0.19
2022年 7月	0.24
2023年 7月	0.26
2024年 7月	0.39
2025年 7月	0.50
設定来累計	3.31

収益率の推移 (暦年ベース) ※2026年は2月末まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2026年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	129,150 (129,150)	114,637 (114,637)	1,289,027 (1,289,027)
Bコース証券	169,749 (169,749)	401,170 (401,170)	1,800,255 (1,800,255)
Cコース証券	29,632 (29,632)	175,220 (175,220)	2,936,154 (2,936,154)
Dコース証券	87,605 (87,605)	87,205 (87,205)	1,070,112 (1,070,112)
Eコース証券	2,190 (2,190)	7,380 (7,380)	85,305 (85,305)
Fコース証券	960 (960)	2,360 (2,360)	44,792 (44,792)
Gコース証券	5,577 (5,577)	44,567 (44,567)	985,745 (985,745)
Hコース証券	8,090 (8,090)	8,900 (8,900)	268,615 (268,615)

(注) ()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

純資産計算書
2026年1月10日現在
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 14,262,737,176円)	2	20,339,598,060
銀行預金		2,240,179,057
先物契約未実現利益	12	101,010,000
先渡為替契約未実現利益	11	257,529,251
デリバティブに係る未収証拠金		843,714,395
ブローカーに係る未収金		308,447,751
未収収益		31,857,311
現金および現金等価物に係る利息		56,259
資産合計		24,122,392,084
負債		
当座借越		1,106,863
先渡為替契約未実現損失	11	306,573
ブローカーに係る未払金		169,574,308
ファンド証券買戻未払金		12,440,879
未払費用	8	74,536,583
負債合計		257,965,206
純資産		23,864,426,878

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aコース証券(米ドル)	18.58	1,280,054	23,788,784
Bコース証券(米ドル)	29.79	1,768,675	52,688,997
Cコース証券(豪ドル)	17.67	2,954,994	52,229,513
Dコース証券(豪ドル)	30.76	1,073,337	33,012,111
Eコース証券(ユーロ)	18.16	85,145	1,545,991
Fコース証券(ユーロ)	24.64	44,692	1,101,433
Gコース証券(NZドル)	17.87	985,972	17,621,744
Hコース証券(NZドル)	31.82	269,625	8,579,880

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2026年1月10日に終了した期間

A コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,300,459
発行受益証券数	57,630
買戻受益証券数	(78,035)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,280,054</u>
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,949,835
発行受益証券数	40,300
買戻受益証券数	(221,460)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,768,675</u>
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	3,015,912
発行受益証券数	19,952
買戻受益証券数	(80,870)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,954,994</u>
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,113,192
発行受益証券数	26,495
買戻受益証券数	(66,350)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,073,337</u>
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	90,495
発行受益証券数	1,500
買戻受益証券数	(6,850)
期末現在発行済受益証券数	<u>85,145</u>
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	45,292
発行受益証券数	300
買戻受益証券数	(900)
期末現在発行済受益証券数	<u>44,692</u>
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,003,895
発行受益証券数	3,827
買戻受益証券数	(21,750)
期末現在発行済受益証券数	<u>985,972</u>

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	273,440
発行受益証券数	890
買戻受益証券数	(4,705)
期末現在発行済受益証券数	<u>269,625</u>

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2026年1月10日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項で定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(「2010年法」)のパート 1 の下で適格であり、2013年法の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、
米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、
豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、
豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、
ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、
ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、
NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、
NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、5年延長され2019年7月10日までに、さらに5年延長され2024年7月10日までに、またさらに5年延長され2029年7月10日までとなった。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(「TOPIX」)を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資有価証券の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資有価証券からの実現損益(純額)および未実現の損益(純額)の変動に含まれる。

2026年1月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.00949豪ドル

1円 = 0.00546ユーロ

1円 = 0.01107NZドル

1円 = 0.00636米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円で支払われる管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円で支払われる資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円で支払われる報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円で支払われる管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円で支払われる保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	27,218,824
代行協会員報酬	27,198,784
管理事務代行報酬	4,896,331
保管報酬	1,633,253
管理報酬	1,633,189
海外登録費用	3,084,028
現金支出費	1,087,191
専門家報酬	7,359,911
年次税	425,072
未払費用	<u>74,536,583</u>

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券:

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券:

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2026年1月10日に終了した期間に、ファンドは総額649,640,546円を(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税(*taxe d'abonnement*)を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2026年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
豪ドル	39,999,399	日本円	4,102,572,746	2026年1月20日	107,499,615
米ドル	35,088,372	日本円	5,418,753,515	2026年1月20日	94,943,495
豪ドル	39,970,807	日本円	4,174,683,210	2026年2月9日	24,499,430
米ドル	35,440,429	日本円	5,540,602,025	2026年2月9日	17,739,900
NZドル	12,336,179	日本円	1,104,407,253	2026年1月20日	9,559,775
ユーロ	1,267,636	日本円	230,554,961	2026年1月20日	1,689,860
NZドル	12,270,429	日本円	1,105,768,588	2026年2月9日	1,048,487
ユーロ	1,264,610	日本円	231,509,729	2026年2月9日	(38,103)
日本円	5,574,210	米ドル	35,400	2026年1月20日	11,545
日本円	1,220,580	NZドル	13,467	2026年1月20日	4,445
日本円	624,286	NZドル	6,888	2026年1月20日	2,294
日本円	1,309,767	ユーロ	7,148	2026年1月20日	175
日本円	444,346	ユーロ	2,425	2026年1月20日	60
日本円	16,222	豪ドル	154	2026年1月20日	13
日本円	312,328	NZドル	3,460	2026年1月20日	(113)
日本円	139,406	米ドル	891	2026年1月20日	(603)
日本円	572,629	豪ドル	5,450	2026年1月20日	(1,044)
日本円	337,267	豪ドル	3,217	2026年1月20日	(1,354)
日本円	2,013,991	米ドル	12,829	2026年1月20日	(2,004)
日本円	1,763,120	NZドル	19,591	2026年1月20日	(5,963)
日本円	1,053,035	米ドル	6,743	2026年1月20日	(6,637)
日本円	1,794,954	豪ドル	17,190	2026年1月20日	(14,352)
日本円	9,363,610	米ドル	60,266	2026年1月20日	(106,513)
日本円	6,770,420	豪ドル	65,559	2026年1月20日	(129,887)
米ドル	254,790	日本円	39,848,174	2026年1月20日	188,874
米ドル	85,170	日本円	13,240,377	2026年1月20日	143,019
米ドル	97,578	日本円	15,196,920	2026年1月20日	136,237
豪ドル	60,165	日本円	6,282,340	2026年1月20日	50,230
米ドル	75,551	日本円	11,860,172	2026年1月20日	11,797

注12 - 先物契約

2026年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現利益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	78	TOPIX先物取引	2026年3月	2,751,450,000	101,010,000
				2,751,450,000	101,010,000
					101,010,000

注13 - 税引後のファンドの当期実績

2026年1月10日に終了した期間の税引後のファンドの当期実績は、7,247,696,265円の利益であった。注9で開示されているとおり、ファンドは受益者に対して649,640,546円の分配を行った。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

投資株式明細表

投資有価証券明細表

2026年1月10日現在

(日本円で表示)

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
132,400	三井物産	201,721,210	635,387,600	2.67
226,100	三菱UFJフィナンシャル・グループ	164,191,067	597,356,200	2.50
166,000	トヨタ自動車	292,702,113	562,408,000	2.36
109,000	オリックス	247,607,969	512,300,000	2.15
193,300	いすゞ自動車	321,668,431	497,940,800	2.09
78,900	みずほフィナンシャルグループ	270,888,761	488,785,500	2.05
77,600	東京海上ホールディングス	126,857,535	462,108,000	1.94
2,889,100	N T T	301,270,220	459,655,810	1.93
82,800	三井住友フィナンシャルグループ	147,145,426	434,948,400	1.82
86,800	三井住友トラストグループ	296,142,512	429,920,400	1.80
110,700	第一三共	395,157,200	392,099,400	1.64
234,800	アサヒグループホールディングス	403,657,458	388,594,000	1.63
73,900	信越化学工業	320,482,708	377,924,600	1.58
232,000	本田技研工業	315,054,721	364,704,000	1.53
64,200	小松製作所	231,419,030	333,005,400	1.40
61,800	A G C	308,698,591	330,753,600	1.39
8,100	東京エレクトロン	216,327,732	307,071,000	1.29
51,000	住友商事	208,063,475	288,762,000	1.21
47,300	大和ハウス工業	192,655,248	251,683,300	1.05
64,600	M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス	225,251,711	248,774,600	1.04
104,900	ゆうちょ銀行	146,186,441	243,000,850	1.02
43,400	武田薬品工業	186,990,581	220,472,000	0.92
38,500	S O M P Oホールディングス	188,358,585	216,870,500	0.91
96,500	京セラ	156,234,650	214,953,750	0.90
55,300	T & Dホールディングス	175,313,770	210,803,600	0.88
103,800	伊藤忠商事	108,466,042	208,119,000	0.87
42,200	商船三井	183,572,271	206,569,000	0.87
37,900	双日	117,607,177	199,543,500	0.84
168,900	E N E O Sホールディングス	123,834,565	197,781,900	0.83
102,200	アマダ	135,934,546	195,764,100	0.82
36,200	ふくおかフィナンシャルグループ	117,797,024	193,344,200	0.81
93,400	三井化学	166,619,719	191,049,700	0.80
29,400	ファナック	125,980,562	189,571,200	0.79
10,900	ヒロセ電機	185,831,159	189,551,000	0.79
43,000	コスモエネルギーホールディングス	117,356,012	186,663,000	0.78
120,600	大和証券グループ本社	148,211,079	177,643,800	0.74
55,100	長谷工コーポレーション	114,330,090	175,658,800	0.74
128,600	横浜フィナンシャルグループ	79,798,991	173,674,300	0.73
54,300	村田製作所	139,310,436	173,434,200	0.73
15,300	大和工業	122,913,321	171,819,000	0.72
92,500	日本ゼオン	126,749,388	170,801,250	0.72
83,300	日揮ホールディングス	107,840,684	170,056,950	0.71
74,900	アステラス製薬	127,384,986	167,513,850	0.70
45,600	東京建物	80,174,398	166,668,000	0.70

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
66,700	関西ペイント	147,259,171	166,649,950	0.70
101,000	ビジョン	188,198,173	163,569,500	0.69
51,000	大塚商会	154,739,678	162,996,000	0.68
28,600	豊田通商	56,819,732	158,501,200	0.66
82,200	三井不動産	104,144,486	152,645,400	0.64
47,700	ブラザー工業	118,656,123	151,447,500	0.63
52,000	N O K	106,244,261	150,878,000	0.63
99,800	S U M C O	152,744,246	148,602,200	0.62
113,800	カシオ計算機	155,766,425	147,200,300	0.62
75,500	日清製粉グループ本社	139,737,214	144,620,250	0.61
31,400	丸紅	83,962,358	144,534,200	0.61
98,200	S Gホールディングス	177,136,472	143,961,200	0.60
58,800	東ソー	126,513,292	141,855,000	0.59
75,700	ニチレイ	129,764,364	138,303,900	0.58
29,400	キヤノン	114,124,206	137,445,000	0.58
56,500	クボタ	122,274,727	133,961,500	0.56
33,500	ナブテスコ	91,320,820	130,616,500	0.55
43,800	三菱瓦斯化学	104,223,640	127,808,400	0.54
81,700	四国電力	87,539,559	127,778,800	0.54
35,800	アイカ工業	120,423,518	126,946,800	0.53
40,600	I N P E X	66,058,687	126,672,000	0.53
54,900	スズキ	87,577,615	126,270,000	0.53
79,100	シスメックス	121,105,499	124,740,700	0.52
112,500	めぶきフィナンシャルグループ	91,916,588	123,862,500	0.52
55,800	デンソー	117,077,226	120,472,200	0.50
71,500	参天製薬	112,135,147	119,869,750	0.50
35,100	太陽誘電	98,853,556	119,515,500	0.50
34,300	N I P P O N E X P R E S S ホール ディングス	86,003,195	118,472,200	0.50
48,400	キリンホールディングス	105,317,423	114,683,800	0.48
7,200	S C R E E Nホールディングス	75,793,938	114,120,000	0.48
38,100	日本航空	89,900,845	113,995,200	0.48
14,800	阪和興業	66,955,782	111,740,000	0.47
45,600	セイノーホールディングス	78,867,199	109,440,000	0.46
82,900	シチズン時計	71,308,460	109,179,300	0.46
42,900	エービーシー・マート	114,209,331	108,987,450	0.46
28,500	F U J I	62,066,690	106,248,000	0.45
81,300	レンゴー	89,207,710	100,771,350	0.42
15,900	住友電気工業	36,852,702	100,233,600	0.42
27,300	メイテックグループホールディングス	68,639,327	98,471,100	0.41
31,600	横河ブリッジホールディングス	71,711,169	98,118,000	0.41
71,300	第一生命ホールディングス	68,289,519	97,538,400	0.41
13,600	住友金属鉱山	53,321,730	97,525,600	0.41
21,600	ツムラ	85,811,514	90,439,200	0.38
54,700	五洋建設	39,281,370	89,407,150	0.37

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
7,600	東京精密	46,915,177	89,376,000	0.37
18,700	コムシスホールディングス	52,802,076	88,151,800	0.37
23,000	三菱商事	27,048,527	86,986,000	0.36
21,200	A D E K A	56,750,477	85,754,000	0.36
21,000	阪急阪神ホールディングス	82,752,189	85,701,000	0.36
31,500	東武鉄道	81,510,856	84,672,000	0.35
21,800	稲畑産業	50,877,714	83,167,000	0.35
18,000	住友重機械工業	78,533,599	79,614,000	0.33
22,200	ブリヂストン	66,828,826	77,167,200	0.32
33,300	ディップ	85,814,996	74,958,300	0.31
13,200	大阪瓦斯	41,342,302	71,940,000	0.30
29,700	フジインコーポレーテッド	56,304,708	71,874,000	0.30
10,500	鹿島建設	24,630,226	64,858,500	0.27
12,000	T O Y O T I R E	26,749,032	53,016,000	0.22
20,400	マクニカホールディングス	36,904,496	50,530,800	0.21
15,600	東海理化電機製作所	33,678,136	49,920,000	0.21
31,200	マニー	46,337,191	46,113,600	0.19
13,300	大林組	17,320,015	45,486,000	0.19
8,400	日本郵船	39,037,006	44,301,600	0.19
18,100	サトー	39,866,033	43,168,500	0.18
24,500	ユー・エス・エス	29,817,205	42,666,750	0.18
6,200	日本八ム	30,586,756	41,862,400	0.18
21,800	テイ・エス テック	37,849,280	41,638,000	0.17
9,900	日東工業	31,367,078	40,689,000	0.17
36,500	タダノ	39,670,166	40,369,000	0.17
28,400	アズビル	32,731,169	40,285,400	0.17
20,200	アルプスアルパイン	30,367,657	39,228,400	0.16
14,500	三越伊勢丹ホールディングス	28,806,255	35,822,250	0.15
13,900	日本発条	34,540,268	35,556,200	0.15
115,000	パーソルホールディングス	31,339,698	33,660,500	0.14
23,400	マルハニチロ	21,963,650	30,583,800	0.13
12,200	伊藤忠エネクス	12,080,130	23,875,400	0.10
		14,262,737,176	20,339,598,060	85.23
	日本合計	14,262,737,176	20,339,598,060	85.23
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	14,262,737,176	20,339,598,060	85.23
	投資有価証券合計	14,262,737,176	20,339,598,060	85.23

(1)「数量」は、株式数を意味する。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2026年1月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
金融	24.92
資本財・サービス	15.16
素材	11.25
情報技術	10.85
一般消費財・サービス	9.86
ヘルスケア	4.33
生活必需品	3.13
エネルギー	2.86
電気通信サービス	1.93
公益事業	0.94
	<hr/> 85.23
投資有価証券合計	<hr/> <hr/> 85.23

株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2026年2月末日現在)

資本金の額	375,000ユーロ(約6,893万円)
発行済株式総数	15株(1株25,000ユーロ(約460万円))

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社です。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されました。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 投資信託の運用に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年12月17日法」といいます。)の第101条第2項および別表に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC(以下「UCITS通達」といいます。)に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託(以下「UCI」といいます。)の追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年7月12日法」といいます。)の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、以下の業務を提供しません。

- (1) 顧客毎の一任運用
- (2) 投資顧問業務
- (3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 2013年7月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しています。管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法に基づくファンド資産の保管業務および保管受託銀行のその他の業務ならびにファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2026年2月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。管理投資信託財産額は約2.0兆円です。

(2026年2月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	1	1,730,098,159.21豪ドル
		1	62,150,109.51カナダドル
		1	41,752,493.37英ポンド
		1	293,214,664.65NZドル
		2	7,793,503,547.98米ドル
ルクセンブルグ	その他のファンド	5	310,493,752.21豪ドル
		2	3,664,994.90カナダドル
		8	21,707,262.64スイスフラン
		15	146,779,406.48ユーロ
		5	20,419,369.16英ポンド
		16	196,582,387,375円
		1	25,444,550.82メキシコ・ペソ
		4	129,841,865.55NZドル
		1	2,413,596,012.91トルコ・リラ
21	1,204,817,315.13米ドル		
ケイマン諸島	その他のファンド	3	159,933,106.20豪ドル
		2	143,886,383.25ユーロ
		3	51,223,642.47NZドル
		7	295,802,180.27米ドル

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 2025年3月31日に終了した会計年度および2024年3月31日に終了した会計年度に係る管理会社の原文の財務書類は、それぞれ、管理会社の本国における承認された法定監査人であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年2月27日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.82円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

ルクセンブルグ エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

公認企業監査人の報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の事項

貴社の2024年3月31日現在および同日に終了した年度の財務書類は、別の監査人によって監査が行われ、当該監査人は2024年6月7日に当該財務書類に対して無限定適正意見を表明した。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。

貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。

取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しな

ければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

2025年6月26日、ルクセンブルグ

ケーピーエムジー オーディット
エス・アー・エール・エル
公認監査法人

ベネディクト・パーツ
パートナー

[次へ](#)

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, Rue de Gasperich
L-5826 Hesperange
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year ended 31 March 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on 7 June 2024.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going

concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2025

Benedikt Barz

Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2024年6月7日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 7 June 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約貸借対照表

2025年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
D. 流動資産					
. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	975,254	179,271	662,453	121,772
. 銀行預金および手元現金	10	11,537,859	2,120,889	10,861,474	1,996,556
E. 前払費用		49,874	9,168	49,874	9,168
資産合計		<u>12,562,987</u>	<u>2,309,328</u>	<u>11,573,801</u>	<u>2,127,496</u>
資本金、準備金および負債					
A. 資本金および準備金					
. 払込済資本金	4	375,000	68,933	375,000	68,933
. 準備金	5	1,582,500	290,895	1,537,500	282,623
. 繰越損益	5	8,969,029	1,648,687	8,437,407	1,550,964
. 当期損益		804,764	147,932	576,622	105,995
		<u>11,731,293</u>	<u>2,156,446</u>	<u>10,926,529</u>	<u>2,008,515</u>
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	831,694	152,882	647,272	118,982
		<u>831,694</u>	<u>152,882</u>	<u>647,272</u>	<u>118,982</u>
資本金、準備金および負債合計		<u>12,562,987</u>	<u>2,309,328</u>	<u>11,573,801</u>	<u>2,127,496</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2025年		2024年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. から 5. 総損益	8、10	2,211,254	406,473	1,666,378	306,314
6. 人件費		(1,389,901)	(255,492)	(1,171,966)	(215,431)
a) 賃金および給与	9	(1,265,159)	(232,562)	(1,043,167)	(191,755)
b) 社会保障費	9	(124,742)	(22,930)	(128,799)	(23,676)
) 年金関連		(79,731)	(14,656)	(78,780)	(14,481)
) その他社会保障費		(45,011)	(8,274)	(50,019)	(9,194)
8. その他営業費用		(40,000)	(7,353)	(40,000)	(7,353)
10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a) 派生関連事業	10	283,510	52,115	335,815	61,730
b) a) に含まれていないその他収益		2,824	519		
14. 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(1)	(0)	(41)	(8)
b) その他利息および類似費用		(3,133)	(576)	(6,886)	(1,266)
15. 損益に係る税金	6	(262,464)	(48,246)	(204,003)	(37,500)
16. 税引後損益		802,089	147,440	579,297	106,486
17. 1 から16に表示されていないその他税金	6	2,675	492	(2,675)	(492)
18. 当期損益		804,764	147,932	576,622	105,995

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
財務書類に対する注記
2025年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

作成の基準

当社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

この財務書類の作成には、継続会計基準が適用されている。

当社は、2002年12月19日法(改正済)に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、この財務書類は、当該法律で認められているとおり、要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払費用

前払費用は、当期事業年度中に支払われるが次期事業年度に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 1年以内に期限が到来する債権

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
売上債権	813,126	481,997
その他債権(注6)	162,128	180,456
	975,254	662,453
	975,254	662,453

2025年3月31日現在、売上債権は、管理報酬267,210ユーロ(2024年3月31日:268,010ユーロ)、リスク管理業務37,500ユーロ(2024年3月31日:33,750ユーロ)、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,369ユーロ(2024年3月31日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート業務467,860ユーロ(2024年3月31日:143,050ユーロ)ならびにその他雑収入または未収金5,187ユーロ(2024年3月31日:1,518ユーロ)により構成されている。注10も参照のこと。

その他債権は、前払税162,128ユーロ(2024年3月:180,456ユーロ)により構成されている。

当社は、要約貸借対照表の作成に際し、前年度に「その他資産」に分類されていた金額を、本年度においては「その他債権」に表示している。

注4 - 払込済資本金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年3月31日および2024年3月31日現在、当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前期の損益の割当て*			576,622
富裕税準備金の取崩し		(230,000)	230,000
富裕税準備金の割当て		275,000	(275,000)
2025年3月31日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029

*2024年7月1日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額(前年度の法人所得税控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達(circular I.Fort n 51)を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額(控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額)のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積み立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2024年7月1日に行われた年次総会により、2019年の富裕税準備金の全額である230,000ユーロが取り崩され、2025年の富裕税準備金として275,000ユーロが計上された。

2025年3月31日現在、制限準備金は1,545,000ユーロ(2024年3月31日:1,500,000ユーロ)であり、これは、2020年から2025年までの年度の富裕税積立金として計上された額の6倍に相当する。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%(雇用基金に係る拠出金7%を含む。)、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%に引き下げられている。

2025年3月31日に終了した事業年度において、126,128ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EUの第2の柱ルール(グローバル・ミニマム課税、GloBEルール)の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールには、年間売上高が750百万ユーロを超える多国籍企業グループの国別利益に対し、国際最低法人所得税率を15%に設定する原則が盛り込まれている。第2の柱ルールは、当社が設立された管轄区域であるルクセンブルクで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用される。当該ルールに基づき、当社は、各管轄区域における第2の柱ルールの実効税率(「ETR」)と最低税率15%との差額に対して追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度において完全なGloBE ETRの計算を実施することに伴うコンプライアンス負担を最小限に抑えるための移行的なセーフハーバー・ルールも盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づく影響評価の結果、当社を含むグループ内のルクセンブルク法人については、第2の柱ルールに基づく追加の税金を課されることはないと予測されている。

要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金は、前年度に発生した純資産税見越計上額の戻入で構成されており、これは総損益に計上されている。比較を可能にするため、前年度の金額は「総損益」から「要約損益計算書1から16に表示されていないその他の税金」に再分類されている。

注7 - 1年以内に期限が到来する債務

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
内部監査報酬および法定監査報酬	88,770	107,600
社会保障および給与税	56,014	45,024
未払所得税(注6)	466,601	332,730
所在地事務報酬	24,294	24,294
スタッフ関連	187,266	131,943
その他	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

注8 - 総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
サービス報酬	2,516,889	1,964,635
その他対外費用	(305,635)	(298,257)
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、サービス報酬には、管理報酬1,268,499ユーロ（2024年3月31日：1,243,748ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート業務925,727ユーロ（2024年3月31日：414,968ユーロ）、リスク管理業務報酬168,096ユーロ（2024年3月31日：161,244ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬141,125ユーロ（2024年3月31日：142,675ユーロ）ならびにその他報酬13,442ユーロ（2024年3月31日：2,000ユーロ）が含まれる。

2025年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）、内部監査報酬および法定監査報酬89,263ユーロ（2024年3月31日：107,495ユーロ）、弁護士報酬19,197ユーロ（2024年3月31日：1,263ユーロ）およびその他費用100,000ユーロ（2024年3月31日：95,274ユーロ）により構成されている。

本年度の金額との比較を可能にするため、2,675ユーロが前年度の「その他対外費用」から「要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金」に再分類されている。

注9 - 平均スタッフ数

2025年3月31日に終了した年度において、当社は平均9.3名（2024年3月31日：8.0名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関するGFTCからの未収金467,860ユーロが含まれる。債務には、提供されたサポート業務の報酬の一部として銀行に支払われる24,294ユーロが含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2025年3月31日に終了した年度につき、年額97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、要約損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、944,761ユーロ（2024年3月31日：437,463ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年3月31日現在、約9,896百万ユーロ（2024年3月31日：10,327百万ユーロ）である。

注12 - 業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金

2025年3月31日に終了した年度において、当社は、業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金の付与を行っていない。

注13 - 後発事象

決算日より後に、重要な出来事は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Abridged Balance Sheet as at March 31, 2025
(expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
D. Current Assets			
II. Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	975,254	662,453
IV. Cash at bank and in hand	10	11,537,859	10,861,474
E. Prepayments		49,874	49,874
TOTAL (ASSETS)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
A. Capital and Reserves			
I. Subscribed capital	4	375,000	375,000
IV. Reserves	5	1,582,500	1,537,500
V. Results brought forward	5	8,969,029	8,437,407
VI. Results for the financial year		804,764	576,622
		<u>11,731,293</u>	<u>10,926,529</u>
C. Creditors			
b) becoming due and payable within one year	7	831,694	647,272
		<u>831,694</u>	<u>647,272</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Abridged Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	2,211,254	1,666,378
6. Staff costs		(1,389,901)	(1,171,966)
a) wages and salaries	9	(1,265,159)	(1,043,167)
b) social security costs	9	(124,742)	(128,799)
<i>i) relating to pensions</i>		(79,731)	(78,780)
<i>ii) other social security costs</i>		(45,011)	(50,019)
8. Other operating expenses		(40,000)	(40,000)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived affiliated undertakings	10	283,510	335,815
b) other income not included under a)		2,824	---
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(1)	(41)
b) other interest and similar expenses		(3,133)	(6,886)
15. Tax on results	6	(262,464)	(204,003)
16. Results after taxation		802,089	579,297
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	6	2,675	(2,675)
18. Results for the financial year		<u>804,764</u>	<u>576,622</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The Company’s accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Trade debtors	813,126	481,997
Other debtors (Note 6)	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

As at March 31, 2025, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 267,210 (March 31, 2024: EUR 268,010), risk management services for EUR 37,500 (March 31, 2024: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,369 (March 31, 2024: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) and Master Trust Company (“MTC”) for EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 143,050) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 5,187 (March 31, 2024: EUR 1,518). Please also refer to Note 10.

Other debtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 162,128 (March 2024: 180,456).

As the Company adapted in preparing Abridged Balance Sheet, the amount which has been classified as Other assets in prior year is now presented under Other debtors.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2025 and 2024, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2025 and 2024, the Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2024	37,500	1,500,000	8,437,407
Allocation of previous year 's results*	---	---	576,622
Release of net wealth tax (“NWT”) reserve	---	(230,000)	230,000
Allocation to NWT reserve	---	275,000	(275,000)
	<u>37,500</u>	<u>1,545,000</u>	<u>8,969,029</u>

* As per decision of the Annual General Meeting as at July 1st, 2024.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on July 1, 2024, the 2019 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 230,000, and a NWT reserve of EUR 275,000 was constituted for 2025.

As at March 31, 2025, the restricted reserve amounted EUR 1,545,000 representing six times the NWT credited for the years from 2020 to 2025 (March 31, 2024: EUR 1,500,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate has decreased to 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2025, a tax advance of EUR 126,128 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Global Funds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate ("ETR") per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Other taxes not shown under items 1 to 16 consists of reversal of net worth tax accrual incurred in prior year, which was recognized in Gross results. The prior year amount has been reclassified from Gross results to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability.

Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Internal and statutory audit fees	88,770	107,600
Social security and salary tax	56,014	45,024
Income Tax payable (Note 6)	466,601	332,730
Domiciliation fees	24,294	24,294
Staff related	187,266	131,943
Other	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Services fees	2,516,889	1,964,635
Other external charges	(305,635)	(298,257)
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

For the years ended March 31, 2025 and 2024, the Services fees include the management fees of EUR 1,268,499 (March 31, 2024: EUR 1,243,748), Risk and Fund Support of EUR 925,727 (March 31, 2024: EUR 414,968), Risk management services fees of EUR 168,096 (March 31, 2024: EUR 161,244), AIFMD and reporting fees of EUR 141,125 (March 31, 2024: EUR 142,675) and other fees of EUR 13,442 (March 31, 2024: EUR 2,000).

For the year ended March 31, 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2024: EUR 96,900), internal and statutory audit fees for EUR 89,263 (March 31, 2024: EUR 107,495), legal fees for EUR 19,197 (March 31, 2024: EUR 1,263) and other charges for EUR 100,000 (March 31, 2024: EUR 95,274).

An amount of EUR 2,675 has been reclassified from prior year Other external charges to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability to current year amount.

Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2025, the Company has employed in average 9.3 persons (March 31, 2024: 8.0 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 467,860, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties’ clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 96,900) is recorded in deduction of the caption “Gross results” in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 944,761 (March 31, 2024: EUR 437,463).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,896 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 10,327 million).

Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2025, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年2月27日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.82円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約貸借対照表

2025年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
D. 流動資産					
. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	1,035,558	190,356	945,580	173,817
. 銀行預金および手元現金	10	10,579,097	1,944,650	11,063,322	2,033,660
E. 前払費用		190,049	34,935	36,391	6,689
資産合計		<u>11,804,704</u>	<u>2,169,941</u>	<u>12,045,293</u>	<u>2,214,166</u>
資本金、準備金および負債					
A. 資本金および準備金					
. 払込済資本金	4	375,000	68,933	375,000	68,933
. 準備金	5	1,632,500	300,086	1,582,500	290,895
. 繰越損益	5	8,973,793	1,649,563	8,969,029	1,648,687
. 当会計期間損益		151,336	27,819	426,821	78,458
		<u>11,132,629</u>	<u>2,046,400</u>	<u>11,353,350</u>	<u>2,086,973</u>
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	672,075	123,541	691,943	127,193
		<u>672,075</u>	<u>123,541</u>	<u>691,943</u>	<u>127,193</u>
資本金、準備金および負債合計		<u>11,804,704</u>	<u>2,169,941</u>	<u>12,045,293</u>	<u>2,214,166</u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2025年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. から 5. 総損益	8、10	911,491	167,550	1,080,982	198,706
6. 人件費		(770,312)	(141,599)	(657,625)	(120,885)
a) 賃金および給与	9	(691,555)	(127,122)	(594,957)	(109,365)
b) 社会保障費	9	(78,757)	(14,477)	(62,668)	(11,520)
) 年金関連		(49,286)	(9,060)	(41,898)	(7,702)
) その他社会保障費		(29,471)	(5,417)	(20,770)	(3,818)
8. その他営業費用		(20,000)	(3,676)	(20,000)	(3,676)
10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a) 派生関連事業	10	69,131	12,708	163,508	30,056
b) a) に含まれていないその他収益				4,168	766
14. 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(310)	(57)		
b) その他利息および類似費用		(4,564)	(839)		
15. 損益に係る税金	6	(52,168)	(9,590)	(146,887)	(27,001)
16. 税引後損益		133,268	24,497	424,146	77,967
17. 1 から16に表示されていないその他税金	6	18,068	3,321	2,675	492
18. 当会計期間損益		151,336	27,819	426,821	78,458

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
中間財務書類に対する注記
2025年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(改正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

作成の基準

当社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

この中間財務書類の作成には、継続会計基準が適用されている。

当社は、2002年12月19日法(改正済)に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、この財務書類は、当該法律で認められているとおり、要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期間の要約損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払費用

前払費用は、当会計期間中に支払われるが次期会計期間に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 1年以内に期限が到来する債権

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
売上債権	899,951	846,415
その他債権(注6)	135,607	99,165
	<u>1,035,558</u>	<u>945,580</u>

2025年9月30日現在、売上債権は、管理報酬241,905ユーロ(2024年9月30日:273,977ユーロ)、リスク管理業務37,500ユーロ(2024年9月30日:33,750ユーロ)、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,369ユーロ(2024年9月30日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート業務573,610ユーロ(2024年9月30日:499,300ユーロ)ならびにその他雑収入または未収金11,567ユーロ(2024年9月30日:3,719ユーロ)により構成されている。注10も参照のこと。

その他債権は、前払税135,607ユーロ(2024年9月30日:99,165ユーロ)により構成されている。

当社は、要約貸借対照表の作成に際し、前期間に「その他資産」に分類されていた金額を、当期間においては「その他債権」に表示している。

注4 - 払込済資本金

2025年9月30日および2024年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年9月30日および2024年9月30日現在、当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

当期間における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2025年3月31日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029
前期の損益の割当て*			804,764
株主への配当金			(750,000)
富裕税準備金の取崩し		(250,000)	250,000
富裕税準備金の割当て		300,000	(300,000)
2025年9月30日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,595,000</u>	<u>8,973,793</u>

*2025年9月26日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額(前年度の法人所得税控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達(circular l.Fort N 51)を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額(控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額)のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2025年9月26日に行われた年次総会により、2020年の富裕税準備金の全額である250,000ユーロが取り崩され、2026年の富裕税準備金として300,000ユーロが計上された。

2025年9月30日現在、制限準備金は1,595,000ユーロであり、これは、2020年から2025年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%に据え置かれた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EUの第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GloBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールには、年間売上高が750百万ユーロを超える多国籍企業グループの国別利益に対し、国際最低法人所得税率を15%に設定する原則が盛り込まれている。第2の柱ルールは、当社が設立された管轄区域であるルクセンブルクで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用される。当該ルールに基づき、当社は、各管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（「ETR」）と最低税率15%との差額に対して追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度において完全なGloBE ETRの計算を実施することに伴うコンプライアンス負担を最小限に抑えるための移行的なセーフハーバー・ルールも盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づく影響評価の結果、当社を含むグループ内のルクセンブルク法人については、第2の柱ルールに基づく追加の税金を課されることはないと予測されている。

2025年9月30日に終了した期間において、要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金は、付加価値税還付金で構成されている。2024年9月30日に終了した期間に開示された金額は、前年度に当初発生した純資産税見越計上額の戻入れである。

注7 - 1年以内に期限が到来する債務

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
内部監査報酬および法定監査報酬	58,505	71,627
社会保障および給与税	48,717	49,758
未払所得税(注6)	330,107	365,837
所在地事務報酬	72,881	72,881
スタッフ関連	157,927	129,997
その他	3,938	1,843
	<u>672,075</u>	<u>691,943</u>

注8 - 総損益

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
サービス報酬	1,213,367	1,236,760
その他対外費用	(301,876)	(155,778)
	<u>911,491</u>	<u>1,080,982</u>

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、サービス報酬には、管理報酬576,752ユーロ(2024年9月30日:617,235ユーロ)、リスクおよびファンド・サポート業務報酬483,222ユーロ(2024年9月30日:464,683ユーロ)、リスク管理業務報酬71,875ユーロ(2024年9月30日:70,313ユーロ)、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬70,838ユーロ(2024年9月30日:71,087ユーロ)ならびにその他報酬10,680ユーロ(2024年9月30日:13,442ユーロ)が含まれる。

2025年9月30日に終了した期間において、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ(2024年9月30日:48,588ユーロ)、内部監査報酬および法定監査報酬43,500ユーロ(2024年9月30日:44,772ユーロ)、弁護士報酬457ユーロ(2024年9月30日:5,429ユーロ)およびその他費用209,331ユーロ(2024年9月30日:56,989ユーロ)により構成されている。

注9 - 平均スタッフ数

2025年9月30日に終了した期間において、当社は平均10名(2024年9月30日:8.7名)を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「銀行」)によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関するGFTCからの未収金573,610ユーロが含まれる。債務には、提供されたサポート業務の報酬の一部として銀行に支払われる72,881ユーロが含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約(随時改正済)を締結した。2025年9月30日に終了した期間につき、年額97,175ユーロ(付加価値税を含む。)が銀行から期間比例原則に則って請求され、これは要約損益計算書において「総損益」の項目において控除されている48,588ユーロ(2024年9月30日:48,588ユーロ)に相当する。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、483,222ユーロ(2024年9月30日:464,683ユーロ)でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年9月30日現在、約9,349百万ユーロ(2024年9月30日:10,652百万ユーロ)である。

注12 - 業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金

2025年9月30日に終了した期間において、当社は、業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金の付与を行っていない。

[次へ](#)

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の要約損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

Aコース証券100億米ドル(約1兆5,410億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆5,410億円)、Cコース証券100億豪ドル(約1兆107億円)、Dコース証券100億豪ドル(約1兆107億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆7,831億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆7,831億円)、Gコース証券100億NZドル(約8,847億円)およびHコース証券100億NZドル(約8,847億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.10円、1豪ドル=101.07円、1ユーロ=178.31円、1NZドル=88.47円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

Aコース証券100億米ドル(約1兆5,581億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆5,581億円)、Cコース証券100億豪ドル(約1兆1,059億円)、Dコース証券100億豪ドル(約1兆1,059億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆8,382億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆8,382億円)、Gコース証券100億NZドル(約9,310億円)およびHコース証券100億NZドル(約9,310億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=155.81円、1豪ドル=110.59円、1ユーロ=183.82円、1NZドル=93.10円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要

<訂正前>

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約6,687万円)で、2025年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約446万円)で記名式株式15株を発行済です。
-------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約6,893万円)で、2026年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約460万円)で記名式株式15株を発行済です。
-------	---

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

（前略）

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、2026年4月10日現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（後略）

参考情報

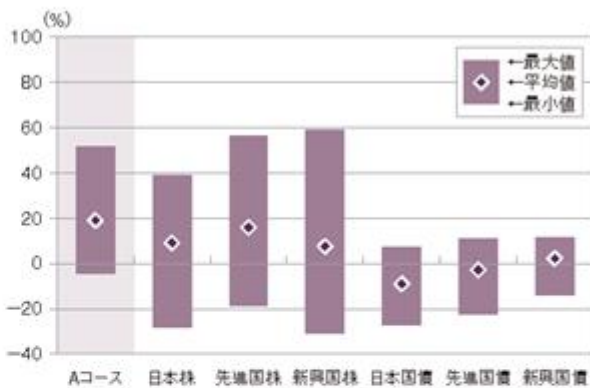
<訂正前>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース

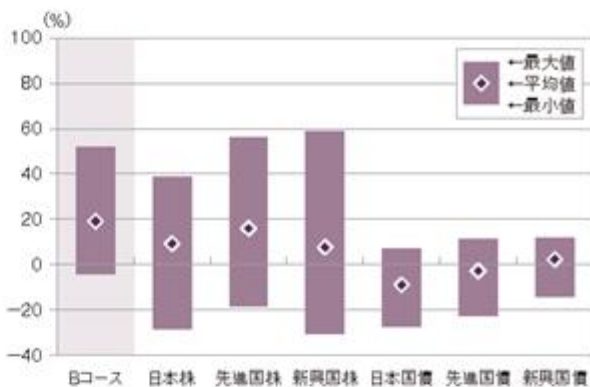


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	51.46	38.86	56.11	58.92	7.18	11.06	11.70
最小値(%)	-4.19	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	19.08	9.13	15.98	7.61	-8.98	-2.77	2.25

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	51.59	38.86	56.11	58.92	7.18	11.06	11.70
最小値(%)	-4.18	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	19.09	9.13	15.98	7.61	-8.98	-2.77	2.25

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

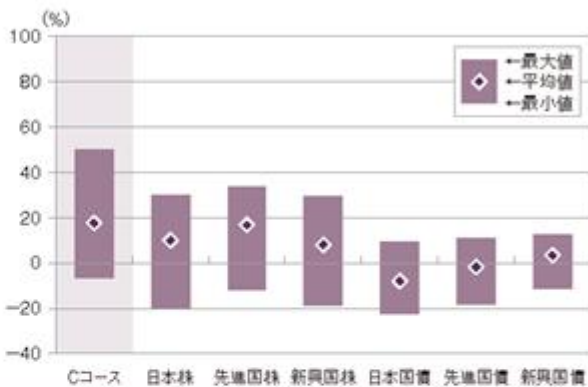
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Cコース

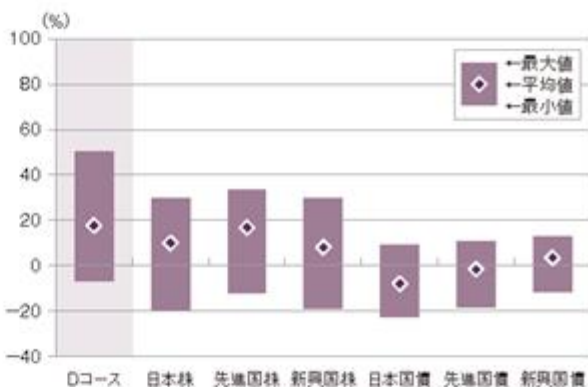


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.11	29.73	33.50	29.64	9.23	10.66	12.52
最小値(%)	-6.51	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	17.67	10.01	16.84	8.04	-7.95	-1.68	3.47

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.15	29.73	33.50	29.64	9.23	10.66	12.52
最小値(%)	-6.58	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	17.68	10.01	16.84	8.04	-7.95	-1.68	3.47

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)

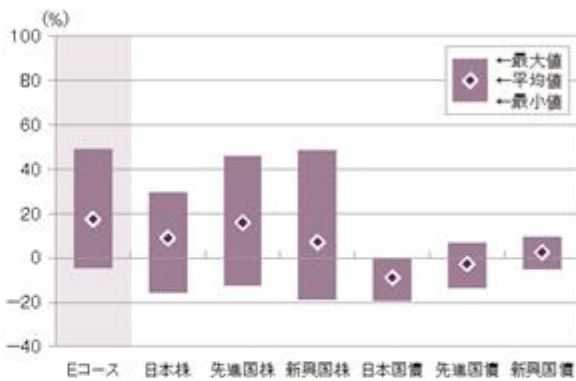
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

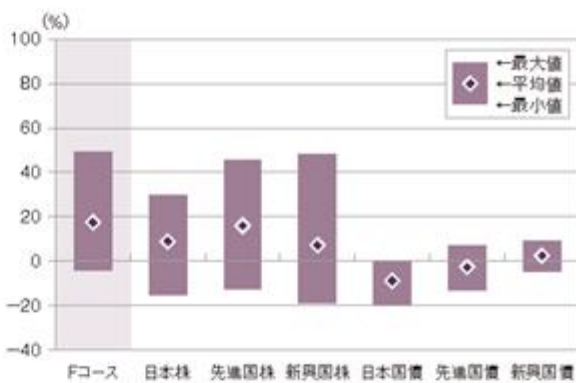
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Eコース



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.04	29.64	45.75	48.37	-0.38	6.87	9.20
最小値(%)	-4.42	-15.31	-12.44	-18.89	-19.25	-13.31	-4.74
平均値(%)	17.45	8.87	15.92	7.16	-8.88	-2.70	2.48

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.02	29.64	45.75	48.37	-0.38	6.87	9.20
最小値(%)	-4.39	-15.31	-12.44	-18.89	-19.25	-13.31	-4.74
平均値(%)	17.46	8.87	15.92	7.16	-8.88	-2.70	2.48

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(ユーロベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(ユーロベース)

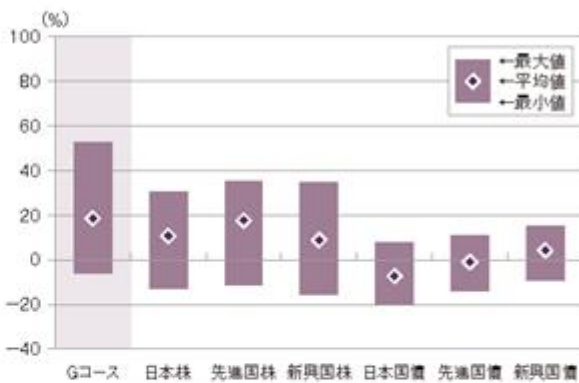
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

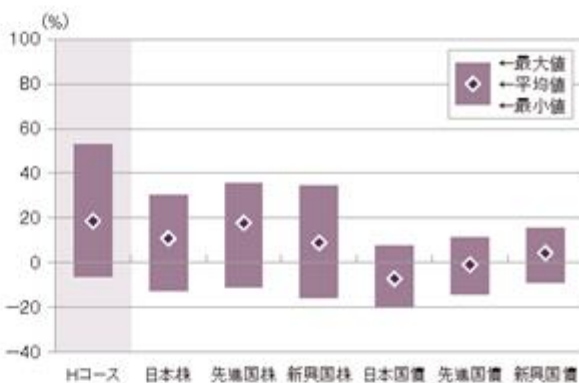
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Gコース



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.56	30.20	35.46	34.53	7.59	11.07	15.39
最小値(%)	-6.03	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-9.10
平均値(%)	18.57	10.75	17.67	8.84	-7.28	-0.94	4.26

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.64	30.20	35.46	34.53	7.59	11.07	15.39
最小値(%)	-6.10	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-9.10
平均値(%)	18.57	10.75	17.67	8.84	-7.28	-0.94	4.26

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

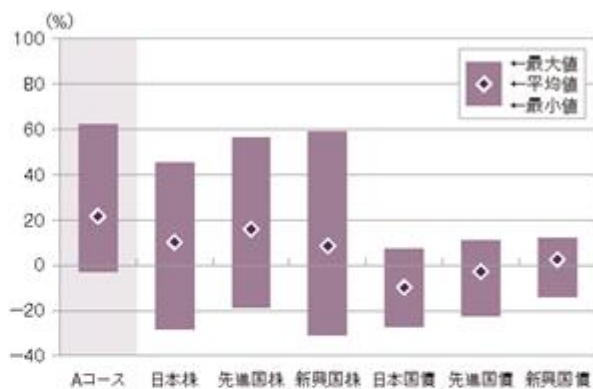
※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

<訂正後>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

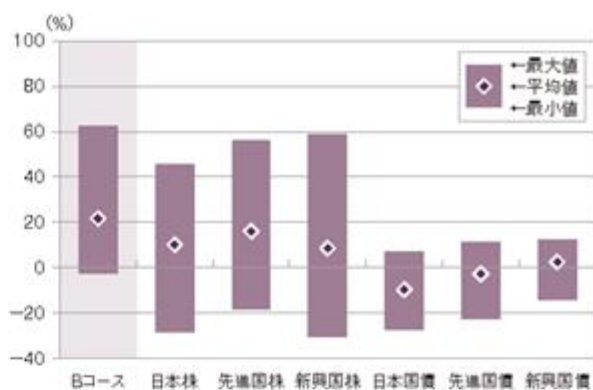
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Aコース



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	62.06	45.26	56.11	58.92	7.18	11.06	12.22
最小値(%)	-2.68	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	21.63	10.14	15.99	8.56	-9.72	-2.81	2.48

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	62.22	45.26	56.11	58.92	7.18	11.06	12.22
最小値(%)	-2.67	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	21.64	10.14	15.99	8.56	-9.72	-2.81	2.48

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

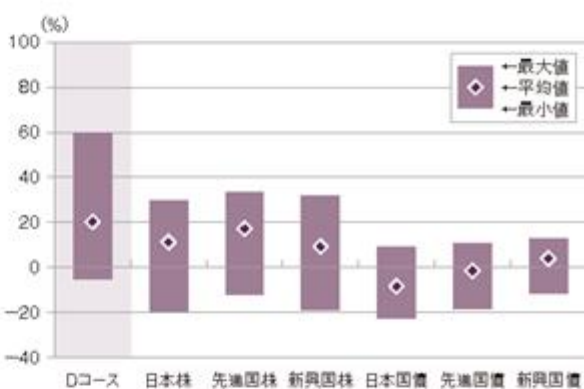
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Cコース



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	59.40	29.73	33.50	31.61	9.23	10.66	12.52
最小値(%)	-5.21	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	20.28	11.23	17.16	9.22	-8.38	-1.46	3.95

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	59.57	29.73	33.50	31.61	9.23	10.66	12.52
最小値(%)	-5.26	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	20.29	11.23	17.16	9.22	-8.38	-1.46	3.95

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)

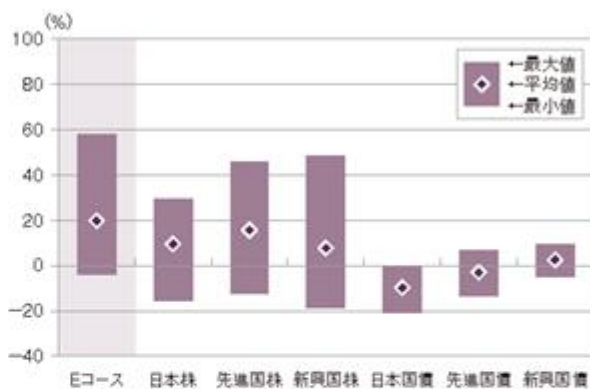
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

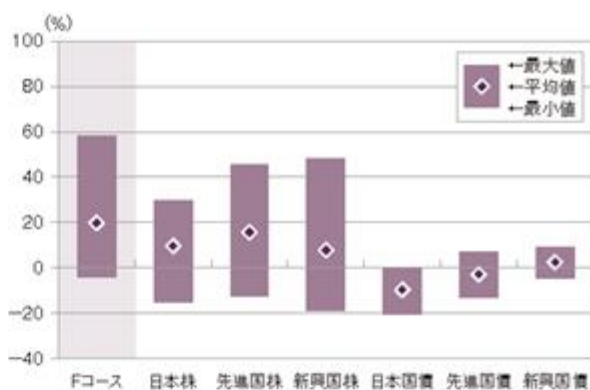
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Eコース



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	57.96	29.64	45.75	48.37	-0.38	6.87	9.20
最小値(%)	-3.87	-15.31	-12.44	-18.89	-20.64	-13.31	-4.74
平均値(%)	19.77	9.56	15.71	7.77	-9.72	-2.93	2.49

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	58.09	29.64	45.75	48.37	-0.38	6.87	9.20
最小値(%)	-3.87	-15.31	-12.44	-18.89	-20.64	-13.31	-4.74
平均値(%)	19.79	9.56	15.71	7.77	-9.72	-2.93	2.49

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(ユーロベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(ユーロベース)

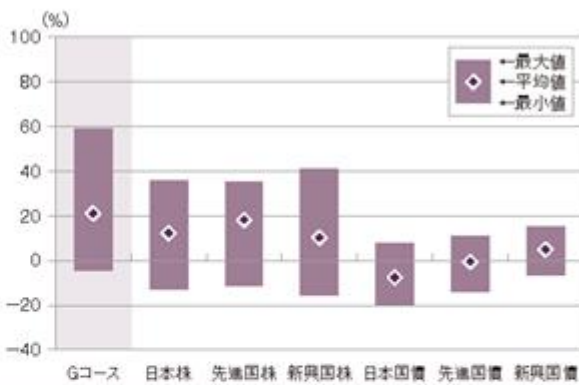
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

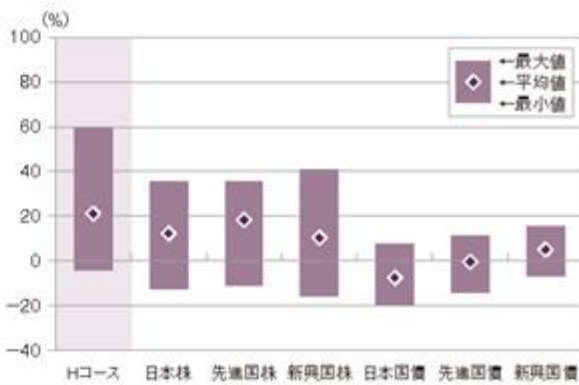
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Gコース



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	58.97	35.65	35.46	40.85	7.59	11.07	15.39
最小値(%)	-4.34	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-6.57
平均値(%)	21.10	12.26	18.23	10.32	-7.54	-0.50	4.97

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	59.11	35.65	35.46	40.85	7.59	11.07	15.39
最小値(%)	-4.38	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-6.57
平均値(%)	21.11	12.26	18.23	10.32	-7.54	-0.50	4.97

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

- (3) 個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

(中略)

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

- (4) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

- (5) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

(中略)

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (3) 個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

(中略)

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）および我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保特別措置法」といいます。）に基づき、2047年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以降は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）となります。

- (4) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法および防衛財源確保特別措置法に基づき、2047年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2048年1月1日以降は15.15%（所得税のみ）となります。

- (5) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

(中略)

ただし、上記の税率は、復興特別措置法および防衛財源確保特別措置法に基づき、2047年12月31日までは20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、2048年1月1日以降は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)となります。

(後略)